

## リスク分担表

## ① 共通

リスク内容		負担者	
		海上保安庁	事業者
(1)募集要項リスク	募集要項、要求水準書等の誤記、提示漏れにより、海上保安庁の要望事項が達成されない等の事象への対応	○	—
(2)応募リスク	応募費用の負担に関するもの	—	○
(3)契約締結リスク	海上保安庁の責めによる契約締結の遅延・中止	○	—
	事業者の責めによる契約締結の遅延・中止	—	○
	上記以外の理由による契約締結の遅延・中止	△	△
(4)政策転換リスク	政策変更による事業への影響(海上保安庁の指示による事業の取りやめ、事業範囲の縮小、変更、拡大等)に関するもの	○	—
(5)法令変更リスク	本事業に直接関係する法令等の変更、新たな規制立法の成立等に関するもの	○	—
	上記以外の法令の変更、新規立法の成立に関するもの	—	○
(6)税制度変更リスク	消費税及び地方消費税の範囲及び税率の変更に関するもの	○	—
	本事業に直接的影響を及ぼす税制の新設及び変更に関するもの	○	—
	上記以外の税制度の変更等(例:法人税率の変更)	—	○
(7)債務不履行リスク	海上保安庁の責めに帰すべき事由による債務不履行に関するもの	○	—
	事業者の事業放棄、破綻に関するもの	—	○
	事業者の提供するサービスの品質が要求水準書の示す一定の水準を満たしていないことに関するもの	—	○
(8)物価変動リスク	物価変動によるコストの変動	△※1	○※1
(9)第三者賠償リスク	海上保安庁の責めに帰すべき事由により第三者に与えた損害の賠償	○	—
	事業者の責めに帰すべき事由により第三者に与えた損害の賠償	—	○
	事業者が行う業務に起因する第三者への賠償	—	○
	施設の劣化及び維持管理の不備による第三者への賠償	—	○
(10)不可抗力リスク	海上保安庁及び事業者のいずれの責にも帰すことができず、また計画段階において想定し得ない暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、落雷などの自然災害、及び、戦争、暴動その他の人為的な事象による施設の損害によるもの	○※2	△※2
(11)金利リスク	基準金利確定前の金利変動に関するもの	○	—
	基準金利確定後の金利変動に関するもの	—	○
(14)資金調達リスク	海上保安庁が調達する必要な資金の確保に関するもの	○	—
	事業者が調達する必要な資金の確保に関するもの	—	○

【凡例】○：リスクを負担する、×：リスクを負担しない、△：リスクを限定的に負担する（注釈参照）

(※1) 物価変動等に一定程度を超える下降又は上昇が生じた場合、一定調整する。

(※2) 不可抗力事由により、海上保安庁に追加費用その他損害が発生した場合、一定の金額までを事業者の負担、それを超えるものについては海上保安庁の負担とする。

## ② 設計段階

リスク内容		負担者	
		海上保安庁	事業者
(1)設計変更リスク	海上保安庁の指示又は海上保安庁の責めに帰すべき事由による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの	○	—
	事業者の提案内容の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの	—	○
(2)測量・調査リスク	事業者が実施した測量、調査等に不備等があり、それにより損害等が発生した場合	—	○
	海上保安庁が実施した測量、調査等に不備等による損害が発生した場合	○	—
(3)着工遅延リスク	海上保安庁の指示、提示条件の不備、変更によるもの	○	—
	事業者の責に帰すべき事由によるもの	—	○

## ③ 工事段階

リスク内容		負担者	
		海上保安庁	事業者
(1)工事費増大リスク	海上保安庁の指示、提案条件の不備、変更、提示された資料等から予見できなかった不測の事態による工事費の増大	○	—
	事業者の責に帰すべき事由による工事費の増大	—	○
(2)工事遅延リスク	海上保安庁の指示、提案条件の不備、変更による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延	○	—
	上記以外の要因による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延	—	○
(3)工事監理リスク	工事監理の不備により工事内容、工期などに不具合が発生した場合	—	○
(4)性能リスク	要求水準の不適合に関するもの	—	○

④ 維持管理・運営段階

リスク内容		負担者	
		海上保安庁	事業者
(1)計画変更リスク	海上保安庁の指示による維持管理・運營業務内容の変更リスク	○	—
(2)設備・備品管理リスク	事業者の責めに帰すべき事由による設備・備品の盗難、破損に関するリスク	—	○
	上記以外の要因によるもの	○	—
(3)情報流出リスク	事業者の責めによる本事業の実施に係る情報の流出	—	○
	海上保安庁の責めによる本事業の実施に係る情報の流出	○	—
(4)施設瑕疵リスク	事業者が修繕・設置した施設・設備の瑕疵が、事業期間中に発見された場合	—	○
(5)施設・設備劣化リスク	施設・設備の劣化に対して、事業者が適切な維持管理業務(修繕を含む)を実施しなかったことに起因する施設・設備の損傷	—	○
(6)維持管理コストリスク	事業者の責に帰すべき事由による事業内容・用途の変更等に起因する維持管理費の増大に関するリスク	—	○
	上記以外の要因によるもの(不可抗力、物価変動等、他のリスク分担項目に含まれるものを除く)	○	—
(7)性能リスク	要求水準の不適合に関するもの	—	○
(8)事故リスク	海上保安庁が行う業務に関する事故等に起因するもの又は本庁の責めに帰すべき事由によるもの	○	—
	事業者が行う業務に関する事故等に起因するもの又は事業者の責めに帰すべき事由によるもの(給油作業を含む)	—	○
(9)燃料調達・搬入リスク	燃料の価格・搬入時における品質に係るリスク	○	—
(10)技術革新リスク	技術革新等に伴う施設・設備の陳腐化のうち、本庁の指示により発生する増加費用	○	—
	上記以外の技術革新等に伴う施設・設備の陳腐化により発生する増加費用	—	○
(11)施設退去・移管手続きに係るリスク	契約終了にあたり本施設からの退去により発生する費用に関するもの及び事業終了後に事業者から本庁又は後継の事業主体へ運営移管するための費用に関するもの	—	○
(12)施設の性能確保リスク	事業終了時における施設の性能確保に関するもの	—	○

【注意】以上はリスク分担の概要であり、リスク分担の詳細については、【資料－7】「事業契約書(案)」によるものとする。